庁名　京都家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧（令和8年4月1日～）

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考
		郵便切手の場合											予納金の場合※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	
成年後見制度に関する審判	後見開始	2					20	5				20	3900円	5000円	欄外※1を参照
	後見開始の審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	保佐開始	4					20	5				20	4900円	5000円	欄外※1を参照
	保佐開始の審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	保佐人の同意を要する行為の定め	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	保佐人の同意を要する行為の定め審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	保佐人の同意に代わる許可	2					5	5					2050円	3000円	
	保佐人に対する代理権付与の審判	2					10	5				20	2800円	3000円	【郵便切手の場合】 同意権も同時のときは、(500円×2)を追加 【予納金の場合】 同意権も同時のときは、1000円追加 欄外※1を参照
	保佐人に対する代理権付与の審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	【郵便切手の場合】 同意権も同時のときは、(500円×2)を追加 【予納金の場合】 同意権も同時のときは、1000円追加 欄外※1を参照
	補助開始	4					20	5				20	4900円	5000円	欄外※1を参照
	補助開始の審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	補助人の同意を要する行為の定め	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	補助人の同意を要する行為の定め審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	補助人の同意に代わる許可	2					5	5					2050円	3000円	
	補助人に対する代理権付与の審判	2					10	5				20	2800円	3000円	【郵便切手の場合】 同意権も同時のときは、(500円×2)を追加 【予納金の場合】 同意権も同時のときは、1000円追加 欄外※1を参照
	補助人に対する代理権付与の審判の取消	2					10	5				20	2800円	3000円	【郵便切手の場合】 同意権も同時のときは、(500円×2)を追加 【予納金の場合】 同意権も同時のときは、1000円追加 欄外※1を参照
	任意後見監督人選任	2					20	5				20	3900円	5000円	欄外※1を参照
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	成年後見人(保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)辞任許可	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	成年後見人(保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人)の解任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	任意後見監督人の解任	2					20	5				20	3900円	5000円	欄外※1を参照
	任意後見人の解任	2					20	5				20	3900円	5000円	欄外※1を参照
	任意後見契約の解除についての許可	2					20	5				20	3900円	5000円	欄外※1を参照
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可						1						110円	1000円	
	特別代理人選任(被後見人のための) ※臨時保佐人選任、臨時補助人選任についても同じ												※備考欄のとおり	1000円	【郵便切手の場合】 110円×3×(申立人+候補者) 【予納金の場合】 1000円 別途返送用に郵便切手110円×(申立人+候補者) ただし、(申立人+候補者)が4名から6名までは1000円追加
	成年後見人(保佐人、補助人、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人)の報酬付与						1						110円	1000円	
	後見(保佐、補助)の事務に関する処分(監督処分)	2					10	5				20	2800円	3000円	
	財産目録調製の期間の伸長(※後見のみ。保佐、補助はなし)						1						110円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考
		郵便切手の場合											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	
成年後見制度に関する審判	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2					4						1440円	2000円	【郵便切手の場合】 嘱託先が複数の場合は、嘱託先が1つ増えるごとに110円×1を追加 【予納金の場合】 左欄は嘱託先が5つまでの場合 嘱託先が6つから14の場合1000円追加
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更						2						220円	1000円	【郵便切手の場合】 （回送を受けている後見人以外の者が申立てる場合） 1220円を追加 （後見人が複数の場合） 後見人が1名増えるごとに1220円追加 （嘱託先が複数の場合） 嘱託先が1つ増えるごとに110円×1を追加 【予納金の場合】 （回送を受けている後見人以外の者が申立てる場合） 1000円追加 （後見人が複数の場合） 後見人が1名増えるごとに1000円追加 （嘱託先複数の場合） 嘱託先が8つから16まで1000円追加
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可						1						110円	1000円	
	審判前の保全処分（財産管理者の選任）	2					10	5				20	2800円	3000円	
	審判前の保全処分（後見命令）	2					10	5				20	2800円	3000円	保佐・補助の場合 【郵便切手の場合】 500円×2を追加 【予納金の場合】 1000円を追加 欄外※1を参照
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任	2					16						2760円	3000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×7枚必要
	不在者の財産管理人の権限外行為許可						1						110円	1000円	【郵便切手の場合】 申立書（別紙含む）の枚数が多い場合、重さに応じた郵便料金を納付してください。
	不在者財産管理人に対する報酬付与						1						110円	1000円	
	失踪宣告	2		1			24						3940円	10000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×12枚必要
	失踪宣告の取消（失踪宣告が当庁で確定している場合）	2		1			12						2620円	5000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×18枚必要
	失踪宣告の取消（失踪宣告が他庁で確定している場合）	2		1			16						3060円	6000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×18枚必要
親子に関する審判	未成年後見人選任	2					20	5				20	3900円	5000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×4枚必要
	未成年後見監督人選任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	未成年後見人の辞任についての許可	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	未成年後見監督人の辞任についての許可	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	未成年後見人の解任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	未成年後見監督人の解任	2					10	5				20	2800円	3000円	欄外※1を参照
	未成年後見人（未成年後見監督人、親権代行者）の報酬付与						1						110円	1000円	
	未成年後見に関する財産目録調製の期間の伸長						1						110円	1000円	
	未成年後見の事務に関する処分	2					10	5				20	2800円	3000円	
	親権代行者の事務に関する処分	2					10	5				20	2800円	3000円	
	子の氏の変更許可						3						330円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												
		郵便切手の場合											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	
親子に関する審判	養子縁組許可						10						1100円	2000円	
	死後離縁許可	2					6						1660円	2000円	左欄の額は、申立人1名の場合 複数の場合は、左欄の額×申立人数 【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×1枚必要
	特別養子適格の確認	6					26					10	5960円	6000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×10枚必要 ※児相相談所長以外が申し立てる場合は、収入印紙不要
	特別養子縁組の成立	4		1			24					10	5040円	5000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×10枚必要
	特別養子縁組の離縁	2					22					10	3520円	4000円	【郵便切手の場合】 申立人複数の場合は、申立人1名増えるごとに1220円1組を追加 【予納金の場合】 申立人複数の場合は、申立人1名増えるごとに2000円追加 別途返送用郵便切手110円×10枚必要
	特別代理人選任（親権者とその子との利益相反の場合）						8						880円	1000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×2枚必要
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2					12				10	10	2620円	3000円	
	親権喪失・親権停止及び取消	4					24					10	4740円	5000円	【郵便切手の場合】 左欄は親権者1名の場合 親権者2名の場合は（1220円×2）を追加 【予納金の場合】 左欄の額は対象となる親権者が1の場合 2名の場合は3000円追加
	管理権喪失・及び取消	4					24					10	4740円	5000円	
	親権（管理権）回復許可						5						550円	1000円	
相続に関する審判	相続の放棄の申述						3						330円	1000円	
	相続放棄の取消の申述						15						1650円	2000円	
	相続の限定承認の申述						3						330円	1000円	郵便切手の場合、予納金の場合いずれも申述人複数の場合は、左欄の額×申述人数
	限定承認の場合における鑑定人の選任						3						330円	1000円	相続人の不存在の場合における鑑定人の選任、遺留分を算定するための財産の価額を定める場合における鑑定人の選任についても同じ
	相続放棄の限定承認の取消の申述						3						330円	1000円	郵便切手の場合、予納金の場合いずれも申述人複数の場合は、左欄の額×申述人数
	相続の承認又は放棄の期間の伸長						3						330円	1000円	郵便切手の場合、予納金の場合いずれも申述人複数の場合は、左欄の額×申述人数
	相続財産清算人の選任	2					9						1990円	2000円	
	相続財産清算人（相続財産管理人）の権限外行為許可						1						110円	1000円	【郵便切手の場合】 申立書（別紙含む）の枚数が多い場合、重さに応じた郵便料金を納付してください。
	相続人捜索の公告						2						220円	1000円	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4					12				6	6	3500円	4000円	
	遺言書の検認												※備考欄のとおり	※備考欄のとおり	【郵便切手の場合】 110円×（当事者数+1） 【予納金の場合】 当事者数が8名までごとに1000円
	遺言の確認	2					7					10	1870円	2000円	
	遺言執行者の選任						6						660円	1000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×2枚必要
	遺言執行者の解任	4					10					10	3200円	4000円	
	遺言執行者の辞任許可						5						550円	1000円	
	遺言執行者報酬						1						110円	1000円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考
		郵便切手の場合											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	
相続に関する審判	遺留分放棄の許可						5						550円	1000円	郵便切手の場合、予納金の場合いずれも、申立人複数の場合は、左欄の額×申立人数 【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×2枚必要
	遺留分の算定に係る合意の許可												※備考欄のとおり	※備考欄のとおり	以下「相続人数」＝（推定相続人の総数から申立人1名を引いた人数） 【郵便切手の場合】 110円×（相続人数×2+5）枚、10円×（相続人数）枚、1220円×（相続人数）組 【予納金の場合】 2000円×相続人数。別途返送用郵便切手110円×相続人数分必要
	推定相続人の廃除及び取消	4					9					10	3090円	4000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×1枚必要
	負担付遺贈・遺言の取消						5						550円	1000円	
保護者選任に関する審判	保護者選任						3						330円	1000円	
戸籍上の氏名や性別の変更などに関する審判	氏の変更許可	2					6						1660円	2000円	【郵便切手の場合】 夫婦による申立ての場合 110円4枚、1220円2組 【予納金の場合】 夫婦による申立ての場合3000円
	氏の振り仮名の変更許可	2					6						1660円	2000円	【郵便切手の場合】 夫婦による申立ての場合 110円4枚、1220円2組 【予納金の場合】 夫婦による申立ての場合3000円
	名の変更許可						5						550円	1000円	
	名の振り仮名の変更許可						5						550円	1000円	
	戸籍訂正許可	2					12					10	2420円	3000円	【郵便切手の場合】 申立人複数の場合は、申立人1名増えるごとに1220円1組を追加 【予納金の場合】 申立人複数の場合は、申立人1名増えるごとに2000円追加
	性別の取扱いの変更	2					7						1770円	2000円	
	就籍許可	2					22					10	3520円	4000円	【予納金の場合】 別途返送用郵便切手110円×5枚必要
	市町村長の処分に対する不服	2					17					10	2970円	3000円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4			1		14				10	10	4020円	4000円	その他の別表第二審判事件も同額 【郵便切手の場合】 左欄は相手方1名の場合 相手方が複数の場合1名増えるごとに（180円、500円×2、110円×2）を追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料												備考
		郵便切手の場合											予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	合計額	
調停事件	調停事件（遺産分割・特殊調停を除く）				1		10				10	10	1580円	4000円	【郵便切手の場合】 左欄は相手方1名の場合 相手方が複数の場合1名増えるごとに180円を追加
	特殊調停事件 ※協議離婚の無効確認、親子関係不存在確認、嫡出否認、認知など	4			1		14				10	10	4020円	4000円	【郵便切手の場合】 左欄は相手方1名の場合 相手方が複数の場合1名増えるごとに（180円、500円×2、110円×2）を追加
	遺産分割・寄与分・特別寄与 （審判申立ても同じ金額）												※備考欄のとおり	※備考欄のとおり	【郵便切手の場合】 （500円×2枚、110円×5枚、100円×5枚、50円×5枚、20円×5枚、10円×10枚）×当事者数 【予納金の場合】 3000円×当事者数
	※寄与分・特別寄与につき遺産分割調停が先行している場合												※備考欄のとおり	※備考欄のとおり	【郵便切手の場合】 （110円、50円、20円、10円各2枚）×当事者数 【予納金の場合】 1000円×当事者数
人事訴訟	人事訴訟 （反訴も同じ）	8					10	5	5		10	10	6150円	7000円	【郵便切手の場合】 被告が1名増えるごとに（500円×4、110円×4）を追加 【予納金の場合】 被告が1名増えるごとに2000円を追加
その他手続	間接強制	6					11						4210円	5000円	【郵便切手の場合】 債務者が1名増えるごとに（500円×4、110×4）を追加
	即時抗告	2					15	5	5		5	5	3550円	3500円	※左欄は、当事者双方の合計が2人までの額 当事者1人増えるごとに 【郵便切手の場合】 合計2100円を追加 （内訳） 500円×2枚、110円×6枚、100円×2枚、50円×3枚、20円×3枚、10円×3枚 【予納金の場合】 2000円を追加
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	6					11						4210円	5000円	

※1　予納金の場合は、別途、登記嘱託書等返送用に郵便切手110円×1枚必要。その他必要に応じて郵便切手の納付をお願いする場合があります。